平成２８年（フ）第１２６５号
横浜市鶴見区朝日町１丁目51番地１　エンゼルハイム日東浜公園第２　604号
債務者　藤原　幸二
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７２号
横浜市旭区中白根１丁目１番８―502号
債務者　小川　朋子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９４号
横浜市旭区川島町2940番地３　清田ハイツ101
債務者　小沼　克人
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１６号
横浜市西区浅間町２丁目101番地６　ＥＡＲＴＨ浅間町206号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６０号
横浜市青葉区荏田西４丁目７番地５　ビューハイツムカイ105
債務者　清家　　規
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６７号
横浜市青葉区藤が丘１丁目40番地21　コーポケーアイ106号
債務者　若木　　繁
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４５号
横浜市保土ケ谷区西久保町121　保土ヶ谷スカイマンション501、住民票上の住所東京都西東京市中町６丁目９番15号　プリマベーラ304号
債務者　堀部　幸代
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋64番地
債務者　喜納　昌弥
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３１号
静岡県浜松市中区富塚町4344番地の１
破産者　有限会社オザワ・サイン
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１５４９号
名古屋市北区中切町６丁目21番地
破産者　有限会社早川サンドブラスト工業
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７４号
名古屋市緑区滝ノ水３丁目105番地　パークステイツ滝の水306号
破産者　篠田みさ子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５３号
愛知県長久手市杁ケ池118番地
破産者　有限会社スクエアー
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４８号
名古屋市天白区天白町大字野並字笹原1533番地
破産者　みずほ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
三重県多気郡明和町大字金剛坂777番地30
破産者　村田　　巧
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２２号
三重県松阪市湊町208―１　吉田方、住民票上の住所三重県鈴鹿市西冨田町771番地の２
破産者　マコー美容室Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ　Ｓａｌｏｎこと　田中　　篤
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４５号
三重県松阪市久保町1855番地117　ルミエール21　203号、前住所三重県松阪市飯南町横野40番地１
破産者　江崎　悦子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１号
三重県松阪市大口町字西212番地３
破産者　株式会社アプロコーポレーション
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部